

# やまもと事務所 News No. 59

今回の menu

- I.健康保険料率変更 II.マイカード保険証利用 III.同一労働同一賃金  
IV.脱ハンコ V.改正高年齢者雇用 VI.看護介護休暇の時間取得  
VII.障害者法定雇用率変更 VIII.祝日変更

## I.4月支給分の給与計算をする際は、社会保険料にご注意ください！

### 令和3年度 保険料率改定

◎健康保険料率・介護保険料率 3月分（4月に支給する給与）から変更になります

都道府県	健康保険料率	前年比	被保険者負担割合	介護保険料率 (被保険者負担割合)
千葉県	9.79%	↑	48.95/1000	1.80% (9.00/1000) 前年比：↑
東京都	9.84%	↓	49.20/1000	
埼玉県	9.80%	↓	49.00/1000	
茨城県	9.74%	↓	48.70/1000	

◎厚生年金保険料率 変更なし 18.3% (被保険者負担割合 9.15%)

◎子ども・子育て拠出金率 (会社負担分のみ) 変更なし (4/1 現在) 0.36%

◎雇用保険料率 (令和2年度と同じです)

事業の種類	① 従業員負担分	② 事業主負担分
一般の事業	3/1000	6/1000
建設の事業	4/1000	8/1000

## II. マイナンバーカードの健康保険証利用について

身分証明書、オンライン確定申告、住民票等のコンビニ交付などができる『マイナンバーカード』が、2021年3月から健康保険証としても利用できるようになりましたが、残念ながら保険証として利用できる医療機関はまだわずかなようです。試行運用でもトラブルがあり、本格運用は10月頃に先送りとなっております。

「2023年3月末には概ね全ての医療機関等での導入を目指す」との目標を掲げています。今後、病院窓口でマイナンバーカードを保険証として利用するための『顔認証付きカードリーダー』を目にする機会が増えてくる事でしょう。

※保険証として利用するためには、事前の利用申請が必要です！

### 利用申請はカンタン！

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル\*でできます。

(\*)子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができるとも自分専用のサイトです。

マイナポータルはスマホからも送れます！

### マイナンバー(12桁の数字)は使いません！

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報は記録されません。

### Ⅲ. 同一労働同一賃金

2021年4月1日から中小企業においても「パートタイム・有期雇用労働法」が施行され、正社員と非正規社員（パートタイマーや有期雇用の契約社員など）の間の不合理な待遇差の解消「同一労働同一賃金」が求められます。



法律の内容としては、正社員と非正規社員間の待遇格差の是正（同じ仕事内容であれば、同じ賃金が支払われるべきという考え方＝同一労働同一賃金）の他に、非正規社員への待遇に関する説明の義務や正社員へ転換するチャンス（就業規則に転換制度を記載するなど）を整えることを求めています。

### Ⅳ. 「脱ハンコ化」の流れを受けて書類の押印が不要になっています

デジタル化が進む中、また、コロナ禍でテレワークが浸透した際に障害となっていたことも後押しとなり、押印文化の見直しが急速に進み、各役所に提出する書類については、**原則押印不要**となりました。入退社・扶養の異動、算定基礎届などよくある手続きは押印不要となります。

#### 注意！

- <労災> 労災の書類で医師証明が必要な場合も、**証明は必要ですが押印は不要**です。
- <健康保険> 傷病手当金も医師の**証明は必要**ですが**押印は不要**です。

#### 引き続き押印が必要な書類

- <雇用保険> 適用事業所設置届・各種変更届・高齢雇用継続給付初回の手続き など
- <厚生年金> 保険料口座振替納付申出書

※許認可申請につきましても、押印不要が増えていますが、行政書士に委任する際は委任状（押印必要）が必要です。

## V.改正高年齢者雇用安定法が施行されます！

働く意欲と能力を持つ高齢者が年齢にかかわらず活躍できるように



改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます

65歳までの雇用確保  
(義務)



70歳までの就業確保  
(努力義務)

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、  
再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されます。

〈対象となる事業主〉

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く）を導入している事業主



①～⑤のいずれかの措置を講じるよう**努める**必要があります

- ① 70歳までの定年引上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
  - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
  - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

## VI. 介護・看護休暇が時間単位で取得可能に！



『家族の介護休暇や子の看護休暇が時間単位で取得できるようになりました』

育児・介護休業法が令和3年1月1日に改正され、今まで日単位または半日単位の取得とされていた介護・看護休暇が時間単位で取得できるようになりました。

今後は1～2時間で終わるような通院の付き添いや介護サービスの手続きのための休暇が時間単位で取得できるため柔軟な利用が可能となります。

なお、同制度の運用には就業規則（育児・介護休業規程等）への記載が必要となります。

## VII. 障害者の法定雇用率が変更になりました。

～誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現を目指して～



### 障害者の法定雇用率が引き上げになりました



▶3/1 から、障害者の法定雇用率、対象事業主の範囲が変更になりました。

	現行	令和3年3月1日以降
法定雇用率	2.2%	2.3%
事業主の範囲	従業員 45.5 人以上	従業員 43.5 人以上



従業員 43.5 人ごとに 1 人以上の障害者の方を雇用する必要があります。

- ◆ 対象となる事業主は、毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

## VIII. 祝日の変更にご注意！

開催の有無は未定ですが、東京2020オリンピック・パラリンピック開催にあわせて今年2021年も祝日の移動があります。ほとんどの市販のカレンダーは対応されていないようですのでご注意ください！

祝日名	例年		2021年の特例措置
海の日	7月の第3月曜日	▶	7月22日(木)
スポーツの日	10月の第2月曜日	▶	7月23日(金)
山の日	8月11日	▶	8月8日(日)

※8/9(月) 振替休日になります

お気軽にお問合わせください！

社会保険労務士法人・行政書士 やまもと事務所

〒277-0832 千葉県柏市北柏三丁目5番地5-101

TEL 04-7160-3235

<https://www.office-yama.jp>

info@office-yama.jp

